

3| 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定石炭の販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二條（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号）同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4| 省 略
5| 省 略

（引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税）

第九十条の四の三 省 略

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二條（第一号を除く。）及び第二十三條（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガステ炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三條第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び沖縄発電用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガステ炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三條第一項第一号中「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガステ炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三條から第十七條まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3| 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三條（第一項第二号及び

3| 同 上
4| 同 上

（引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税）

第九十条の四の三 同 上

2 石油石炭税法第二十一条、第二十二條（第一号を除く。）及び第二十三條（第一項第二号及び第四号を除く。）及び第二十六條（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七條第一項の規定は、前項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭をその免除に係る用途に供する者及び同項の規定により石油石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭の販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガステ炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた石炭（以下この条並びに第二十三條第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」という。）をその免除に係る用途に供する者及び沖縄発電用特定石炭の販売業者」と、「原油、ガステ炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、同法第二十三條第一項第一号中「原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガステ炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」と、同条第三項中「第四条及び第十三條から第十七條まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

第四号を除く。)の規定が準用される前項の沖縄発電用特定石炭を同項の用途に供する者及び同項の沖縄発電用特定石炭の販売業者(同項の規定により準用される同法第二十二條(第一号を除く。))の規定により記帳の義務を承継する者を含む。は、同法第二十一條に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五條(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。及び第二十六條第一項の規定を適用する。

4| 省 略

5| 省 略

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付)

第九十條の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二十四年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法別表第二七・一〇・一九号の一の(三)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの(以下この節において「課税済みの原油等」という。から本邦において製造された第九十條の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油(以下この条において「特定揮発油等」という。))を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、石油石炭税法第九條第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者(当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定揮発油等の製造者に)還付する。

2| 4 省 略

5 石油石炭税法第二十一條、第二十二條(第一号を除く。及び第二十三條(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。))の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油等の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一條中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十條の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油の製造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは

3| 同 上
4| 同 上

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付)

第九十條の五 石油化学製品で政令で定めるものの製造者が、平成二十二年三月三十一日までに、政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長の承認を受けて原油又は関税定率法別表第二七・一〇・一九号の一の(三)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの(以下この節において「課税済みの原油等」という。から本邦において製造された第九十條の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同項第三号に掲げる灯油若しくは軽油(以下この条において「特定揮発油等」という。))を原料に用いて当該石油化学製品を製造した場合には、政令で定めるところにより、その原料に供した特定揮発油等につき、石油石炭税法第九條第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該特定揮発油等の製造者(当該特定揮発油等の製造者が当該特定揮発油等の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定揮発油等の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該特定揮発油等の製造者に)還付する。

2| 4 同 上

5 石油石炭税法第二十一條、第二十二條(第一号を除く。)、第二十三條(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)、第二十六條(第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。及び第二十七條第一項の規定は、第一項に規定する石油化学製品の製造者又は特定揮発油等の製造者若しくは販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一條中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十條の五第一項に規定する石油化学製品の製造者又は同項に規定する揮発油、灯油若しくは軽油の製

保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品（第二十三条第一項及び第二項において「特定石油製品等」という。）の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同法第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石油製品等」と読み替えるものとする。

6 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の石油化学製品の製造者又は同項の特定揮発油等の製造者若しくは販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

7 省 略

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十三年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税率法別表第二七・一九号の一の（三）のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあっては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に）還付する。

2 石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油（以下この項及び次項において「重油」という。）を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油

造者若しくは販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「同項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品（第二十三条第一項及び第二項において「特定石油製品等」という。）の製造、購入、貯蔵、消費又は販売」と、同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同法第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定石油製品等」と読み替えるものとする。

6 同 上

（特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付）

第九十条の六 農林漁業を営む者が、平成二十二年三月三十一日までに、課税済みの原油等から本邦において製造された関税率法別表第二七・一九号の一の（三）のAに掲げる重油で農林漁業の用に供するものをその用途に供するため政令で定める方法により購入した場合には、政令で定めるところにより、その購入した重油につき、石油石炭税法第九条第一号に規定する税率により算出した石油石炭税額に相当する金額を当該重油の製造者に（当該重油の製造者が当該重油の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあっては、当該課税済みの原油等につき当該重油の製造者が当該石油石炭税を納付したものとみなして、当該重油の製造者に）還付する。

2 石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）第二十六条（第一号から第三号まで及び第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項の規定は、前項に規定する方法により購入された重油を同項に規定する用途に供する者について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条に規定する者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する方法により購入された重油（以下この項及び

等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二号中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同条第三号中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と読み替えるものとする。

3) 前項の規定により石油石炭税法第二十三条(第一項第二号及び第四号を除く。)

()の規定が準用される前項の方法により購入された重油を同項の用途に供する者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五条(第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十六条第一項の規定を適用する。

4) 石油石炭税法第二十一条、第二十二條(第一号を除く。)及び第二十三條(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する重油(以下この条並びに第二十三條第一項及び第二項において「重油」という。)の製造者又は販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「重油の製造、購入、貯蔵又は販売」と、同法第二十三條第一項第一号中「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二号中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

5) 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三條(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定が準用される前項の重油の製造者又は販売業者(同項の規定により準用される同法第二十二條(第一号を除く。)の規定により記帳の義務を承継する者を含む。)は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条(第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十六條第一項の規定を適用する。

次項において「重油」という。)を同条第一項に規定する用途に供する者」と、「これらの」とあるのは「その」と、「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二号中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と、同条第三号中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第四項及び第五項」と読み替えるものとする。

3) 石油石炭税法第二十一条、第二十二條(第一号を除く。)、第二十三條(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)、第二十六條(第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七條第一項の規定は、第一項に規定する重油の製造者又は販売業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する重油(以下この条並びに第二十三條第一項及び第二項において「重油」という。)の製造者又は販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「重油の製造、購入、貯蔵又は販売」と、同法第二十三條第一項第一号中「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「重油」と、同条第二号中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「重油」と読み替えるものとする。

6| 省 略
7| 省 略
8| 省 略

(石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の六の二 省 略

2| 4 省 略

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二條(第一号を除く。)及び第二十三條(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等(第二十三条において「石油アスファルト等」という。)で当該製造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならぬ。この場合において、同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物(以下この条及び第二十三条において「石油等の残留物」という。)をその製造場に移入した者にあつては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、同法第二十三條第一項第一号中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト等を除く。))を含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト等を除く。))を含む。）」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替えるものとする。

6| 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三條(第一項第二号及び

4| 同 上
5| 同 上
6| 同 上

(石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付)

第九十条の六の二 同 上

2| 4 同 上

5 石油石炭税法第二十一条、第二十二條(第一号を除く。)、第二十三條(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。)、第二十六條(第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。)及び第二十七條第一項の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは保税地域からの引取りに関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等(第二十三条において「石油アスファルト等」という。)で当該製造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならぬ。この場合において、同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物(以下この条及び第二十三条において「石油等の残留物」という。)をその製造場に移入した者にあつては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、同法第二十三條第一項第一号中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト等を除く。))を含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト等を除く。))を含む。）」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替えるものとする。

第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の石油アスファルト等製造業者（同項の規定により準用される同法第二十二條（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一條に規定する者とみなして、同法第二十五條（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三條第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六條第一項の規定を適用する。

7| 省略

第九十條の七 偽りその他不正の行為により第九十條の五第一項、第九十條の六第一項又は前條第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、十年以下の懲役若しくは百萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が百萬元を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百萬元を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九十條の四第六項の規定に違反して同項の石油製品等を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二 第九十條の四の二第四項の規定に違反して同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

三 第九十條の四の三第四項の規定に違反して同項の沖縄発電用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

四 第九十條の六第六項の規定に違反して同項の重油を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

五 省略

六 前條第三項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

4| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前三項の罰金刑を科する。

5| 省略

（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

6| 同上

第九十條の七 偽りその他不正の行為により第九十條の五第一項、第九十條の六第一項又は前條第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金に相当する金額の三倍が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円を超え当該還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は料料に処する。

一 第九十條の四第四項の規定に違反して同項の石油製品等を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

二 第九十條の四の二第三項の規定に違反して同項の特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

三 第九十條の四の三第三項の規定に違反して同項の沖縄発電用特定石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

四 第九十條の六第四項の規定に違反して同項の重油を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

五 同上

4| 前條第三項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者は、五十万円以下の罰金又は料料に処する。

5| 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第三項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前各項の罰金刑を科する。

6| 同上

（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例）

第九十条の八 沖縄島と沖縄県の区域（以下この項において「沖縄」という。）以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項において同じ。）との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この節において「航空機」という。）で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う運送の用に供されるもの（沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなった航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節において「沖縄路線航空機」という。）に、平成二十四年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率により計算した金額とする。

2 6 省 略

（用語の意義）

第九十条の十 この節において「自動車」、「検査自動車」、「自動車検査証の交付等」若しくは「届出軽自動車」又は「乗用自動車」、「車両重量」若しくは「車両総重量」とは、それぞれ自動車重量税法第二条第一項又は第七条第二項に規定する自動車、検査自動車、自動車検査証の交付等若しくは届出軽自動車又は乗用自動車、車両重量若しくは車両総重量をいう。

2 3 省 略

（自動車重量税率の特例）

第九十条の十一 平成二十二年四月一日以後に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定（自動車重量税法第二条第三号に規定する車両番号の指定をいう。）を受ける検査自動車（第九十条の十二第一項各号に掲げる検査自動車を除く。）及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、同法第七条第一項の規定にか

第九十条の八 沖縄島と沖縄県の区域（以下この項において「沖縄」という。）以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この項において同じ。）との間を航行する航空機燃料税法第二条第一号に規定する航空機（同法第七条に規定する外国往来機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この節において「航空機」という。）で、航空法第百条第一項に規定する許可を受けた者が行う旅客の運送の用に供されるもの（沖縄島に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七条第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなった航空機その他政令で定めるものを含む。以下この節において「沖縄路線航空機」という。）に、平成二十四年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一条の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットルにつき一万三千円の税率により計算した金額とする。

2 6 同 上

（用語の意義）

第九十条の十 この節において「自動車」、「検査自動車」、「自動車検査証の交付等」若しくは「届出軽自動車」若しくは「車両番号の指定」又は「乗用自動車」、「車両重量」若しくは「車両総重量」とは、それぞれ自動車重量税法第二条第一項又は第七条第二項に規定する自動車、検査自動車、自動車検査証の交付等、届出軽自動車若しくは車両番号の指定又は乗用自動車、車両重量若しくは車両総重量をいう。

2 3 同 上

（自動車重量税率の特例）

第九十条の十一 昭和五十一年五月一日から平成三十年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける検査自動車及び届出軽自動車に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額

かわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者がこれらの事業の用に供する自動車

イ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が三年と定められている二輪の小型自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。） 四千八百円

ロ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮されるもの（自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く。）

(1) (2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車
(i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千四百円
(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千四百円

(2) 軽自動車
(3) 二輪の小型自動車
ハ 検査自動車のうちイ及びロに掲げる自動車以外のもの

(1) 乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）
(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千七百円
(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千七百円

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車
(i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千七百円
(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千七百円

(3) 軽自動車
(4) 二輪の小型自動車
二 届出軽自動車

(1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 八千四百円

(1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 八千四百円

（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一同上

イ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が三年と定められている二輪の小型自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。） 五千四百円

ロ 同上

(1) 同上
(i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千六百円
(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千六百円

(2) 軽自動車
(3) 二輪の小型自動車
ハ 同上

(1) 同上
(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千八百円
(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千八百円

(2) 同上
(i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千八百円
(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

(3) 軽自動車
(4) 二輪の小型自動車
二 同上

(1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 八千四百円

(1) (2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車 八千四百円

(2) 二輪の軽自動車 四千三百円

二 前号に掲げる自動車以外の自動車

イ 検査自動車のうち自動車検査証の有効期間が三年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) 乗用自動車（2）及び（3）に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万五千元

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万五千元

(2) 軽自動車 一万四千四百円

(3) 二輪の小型自動車 六千六百円

ロ 検査自動車のうち、自動車検査証の有効期間が二年と定められているもの（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）及び自動車検査証の有効期間が三年と定められているもので同項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮されるもの（自動車検査証の有効期間が二年未満に短縮される自動車を除く。）

(1) 乗用自動車（4）及び（5）に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万円

(2) (1)、(3)、(4)及び（5）に掲げる自動車以外の自動車 一万円

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに一万円

(3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車（4）及び（5）に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 七千六百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに七千六百円

(4) 軽自動車 七千六百円

(5) 二輪の小型自動車 四千四百円

ハ 検査自動車のうちイ及びロに掲げる自動車以外のもの

(1) 乗用自動車（4）及び（5）に掲げる自動車を除く。）

(2) 二輪の軽自動車 四千五百円

二 同上

イ 同上

(1) 同上

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万八千九百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万八千九百円

(2) 軽自動車 一万三千二百円

(3) 二輪の小型自動車 七千五百円

ロ 同上

(1) 同上

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万二千六百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万二千六百円

(2) 同上

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万二千六百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに一万二千六百円

(3) 同上

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 八千八百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに八千八百円

(4) 軽自動車 八千八百円

(5) 二輪の小型自動車 五千円

ハ 同上

(1) 同上

2 省 略	(i)	車両重量が〇・五トン以下のもの	五千円
	(ii)	車両重量が〇・五トンを超えるもの	車両重量〇・五トン又はその端数ごとに五千円
	(2)	(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車	
	(i)	車両総重量が一トン以下のもの	五千円
	(ii)	車両総重量が一トンを超えるもの	車両総重量一トン又はその端数ごとに五千円
	(3)	車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。)	
	(i)	車両総重量が一トン以下のもの	三千八百円
	(ii)	車両総重量が一トンを超えるもの	車両総重量一トン又はその端数ごとに三千八百円
	(4)	軽自動車	三千八百円
	(5)	二輪の小型自動車	二千二百円
	二 届出軽自動車		
	(1)	(2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車	一万三千三百円
	(2)	二輪の軽自動車	五千五百円

第九十条の十一の二 平成二十二年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十八年を経過する月(軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月)の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車(次条第一項各号に掲げる検査自動車を除く。)に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額(道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額)とする。

一 道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者がこれらの事業の用に供する自動車

イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車(道路運送車両法

2 同 上	(i)	車両重量が〇・五トン以下のもの	六千三百円
	(ii)	車両重量が〇・五トンを超えるもの	車両重量〇・五トン又はその端数ごとに六千三百円
	(2)	同上	
	(i)	車両総重量が一トン以下のもの	六千三百円
	(ii)	車両総重量が一トンを超えるもの	車両総重量一トン又はその端数ごとに六千三百円
	(3)	同上	
	(i)	車両総重量が一トン以下のもの	四千四百円
	(ii)	車両総重量が一トンを超えるもの	車両総重量一トン又はその端数ごとに四千四百円
	(4)	軽自動車	四千四百円
	(5)	二輪の小型自動車	二千五百円
	二 同上		
	(1)	(2)に掲げる軽自動車以外の軽自動車	一万三千二百円
	(2)	二輪の軽自動車	六千三百円

第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) (2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 五千六百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに五千六百円

(2) 軽自動車

(3) 二輪の小型自動車 三千四百円

ロ イに掲げる自動車以外の自動車

(1) 乗用自動車 (3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 二千八百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千八百円

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 二千八百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

(3) 軽自動車

(4) 二輪の小型自動車 千七百円

二 前号に掲げる自動車以外の自動車

イ 自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1) 乗用自動車 (3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 一万二千六百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万二千六百円

(2) (1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 一万二千六百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに一万二千六百円

(3) 軽自動車

(4) 二輪の小型自動車 五千円

ロ イに掲げる自動車以外の自動車

(1) 乗用自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。

(i) 車両重量が〇・五トン以下のもの 六千三百円

(ii) 車両重量が〇・五トンを超えるもの 車両重量〇・五トン又はその端数ごとに六千三百円

(2) (1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる自動車以外の自動車

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 六千三百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに六千三百円

(3) 車両総重量二・五トン以下の貨物自動車(4)及び(5)に掲げる自動車を除く。

(i) 車両総重量が一トン以下のもの 四千四百円

(ii) 車両総重量が一トンを超えるもの 車両総重量一トン又はその端数ごとに四千四百円

(4) 軽自動車 四千四百円

(5) 二輪の小型自動車 二千五百円

2 前項の車両重量及び車両総重量の計算に関し必要な事項は、自動車重量税法第七条第三項に定めるところによる。

(自動車重量税の免税等)

第九十条の十二 省 略

2 次に掲げる検査自動車(前項の規定の適用があるものを除く。)について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項、第九十条の十一第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、前二条の規定により計算した金額に百分の二十五を乗じて計算した金額とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で財務省令で定めるもの(次項第一号及び第二号において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの

(自動車重量税の免税等)

第九十条の十二 同 上

2 次に掲げる検査自動車(前項の規定の適用があるものを除く。)について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額に百分の二十五を乗じて計算した金額とする。

一 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で財務省令で定めるもの(次項第一号において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので財務省令で定めるもの

二 次に掲げる軽油自動車（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

イ・ロ 省略

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の軽油自動車であつて、前項第五号に掲げるものの以外の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの

3 次に掲げる検査自動車（前二項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項、第九十条の十一第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、前二条の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一 省略

二 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下の揮発油自動車（揮発油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので財務省令で定めるものに該当し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので財務省令で定めるもの（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

三 車両総重量が三・五トンを超える軽油自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの（第一号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

イハ 省略

4 省略

二 同上

イ・ロ 同上

3 次に掲げる検査自動車（前二項の規定の適用があるものを除く。）について平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に自動車検査証の交付等を受ける場合には、当該自動車検査証の交付等に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、同条の規定により計算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額とする。

一 同上

二 車両総重量が三・五トンを超える軽油自動車のうち、次のいずれにも該当するもので財務省令で定めるもの（前号に掲げる自動車に該当するものを除く。）

イハ 同上

4 同上

(納税貯蓄組合法の一部改正)

第十九条 納税貯蓄組合法(昭和二十六年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

(過料)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。
一 三 省 略

(過料)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。
一 三 同 上

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

(免税物品の譲渡禁止等)

第十一条 省略

2 省略

3 第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 省略

(免税物品の譲渡禁止等)

第十一条 同上

2 同上

3 第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

4 同上

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第二十一条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

(免税調達資材等の譲受の制限等)

第五条 省 略

2、4 省 略

5 第一項の規定により承認を受けないで同項の資材等又は製品等を譲り受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 省 略

(免税調達資材等の譲受の制限等)

第五条 同 上

2、4 同 上

5 第一項の規定により承認を受けないで同項の資材等又は製品等を譲り受けた者は、二十万円以下の罰金に処する。

6 同 上

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第二十二條 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

(罰則)

第二十三條 偽りその他不正の行為により第十五條第二項、第十六條第四項、第十六條の三第一項又は第十七條第一項若しくは第二項の規定による内国消費税額に相当する金額の還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金相当額の三倍が百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、百万円を超え当該相当額の三倍以下とすることができる。

第二十四條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 四 省 略

(罰則)

第二十三條 偽りその他不正の行為により第十五條第二項、第十六條第四項、第十六條の三第一項又は第十七條第一項若しくは第二項の規定による内国消費税額に相当する金額の還付を受けた者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の犯罪に係る還付金相当額の三倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該相当額の三倍以下とすることができる。

第二十四條 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は料料に処する。

一 四 同 上

(清酒製造業等の安定に関する特別措置法の一部改正)

第二十三条 清酒製造業等の安定に関する特別措置法(昭和四十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

(罰則)

第十八条 第十四条において準用する酒類業組合法第九十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して偽りの陳述をし、若しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 省略

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした中央会の役員は、十万円以下の過料に処する。

一 三 省略

(罰則)

第十八条 第十四条において準用する酒類業組合法第九十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して偽りの陳述をし、若しくはその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 同上

第十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした中央会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 三 同上

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正)

第二十四条 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

(罰則)

第七条 次の各号に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 四 省 略

第八条 法人(人格のない社団等(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。))を含む。以下この項において同じ。))の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。))又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 省 略

(罰則)

第七条 次の各号に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 四 同 上

第八条 国外送金等調書の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九条 法人(人格のない社団等(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。以下この条において同じ。))を含む。以下この項において同じ。))の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。))又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第七条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 同 上

(一) 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第二十五条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付)

第十条 省 略

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の百三十四に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の八百六十六に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があったものとする。

3 省 略

(戻入れの場合のたばこ特別税の控除等)

第十一条 省 略

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の百三十四に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の八百六十六に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があったものとする。

3 省 略

(申告及び納付等)

第十二条 省 略

2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があったときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があったものとする。

一 製造たばこ(次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。) 千分の百三十四に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百六十六に相当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の六十七に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百三十三に相当する税額のたばこ税

(課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付)

第十条 同 上

2 前項の規定によりたばこ税額として計算した金額の還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の還付が行われたときは、当該還付に係る金額の合算額の千分の百八十八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の八百十二に相当するたばこ税額に相当する金額の還付があったものとする。

3 同 上

(戻入れの場合のたばこ特別税の控除等)

第十一条 同 上

2 前項の規定によりたばこ税額に相当する金額の控除又は還付にあわせてたばこ特別税額に相当する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の千分の百八十八に相当するたばこ特別税額に相当する金額及び千分の八百十二に相当するたばこ税額に相当する金額の控除又は還付があったものとする。

3 同 上

(申告及び納付等)

第十二条 同 上

2 同 上

一 製造たばこ(次号及び第三号に掲げる製造たばこを除く。) 千分の百八十八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の八百十二に相当する税額のたばこ税

二 たばこ税法第十一条第二項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の九十四に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百六に相当する税額のたばこ税